

平成 30 年度
事業計画書



社会福祉法人 三好市社会福祉協議会

平成 30 年度 社会福祉法人三好市社会福祉協議会 事業計画

《基本方針》

改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革が施行され 1 年が経過した。この制度改革は、福祉の主たる担い手としての社会福祉法人が地域での存在をより強固にしていくものであり、三好市社会福祉協議会においても、実施する事業について誠実かつ主体的に取り組めるよう、必要な条件整備等について対応してきたところである。

本年度は、ガバナンスや財務規律強化の取り組みを継続的に行うとともに、地域における公益的な取り組みとして、地域の生活課題や福祉ニーズを把握し既存の制度の対象とならないサービスの対応について努めていく。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）については、日常生活圏域としての社協の各支所に、第 2 層の生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の構築を図っていく。

地域福祉活動推進については、地域の課題解決に向け、地区住民福祉協議会ごとに自主的な取り組みが行われているところであるが、地区住民福祉協議会の活動が円滑に行われるよう、本会の果たすべき役割を進め、その活動の軸となるボランティアの育成に努めていく。また、相談支援業務では、関係機関との連携による常に寄り添った支援ができるネットワーク体制を推進する。

指定管理事業は、引き続き老人福祉センター及び通所介護施設の運営管理を行っていく。また、自主経営を求められている通所介護事業の施設では、介護保険制度の改正やサービス利用者減による厳しい経営状況の中、経費節減に向けて更なる経営努力を行うとともに、次期の指定管理について検討を行っていく。

本会が実施する介護保険事業等の在宅福祉サービスについては、すべての介護サービス事業において非常に厳しい経営状況が続いているが、介護サービスを必要としている利用者が住みなれた地域で平等に安心して介護サービスを受けることができるよう最大限の努力を重ねていく。

《重点的な取り組み》

1. 社会福祉法人制度改革に伴う、組織のガバナンス強化及び事業運営の透明性の向上等を図る。
2. 福祉課題やニーズを的確にとらえ、地域における生活支援の体制を地域組織や行政、ボランティア団体等と協働して構築していく。
3. 賛助会費や善意銀行寄付金等、自主財源の確保に向け、社協活動の一層の広報・啓発に努め、財政基盤強化を図る。
4. ボランティアセンター機能を充実させるとともに、大規模災害時に備えた災害ボランティアセンターが十分機能できるよう継続的な研修・訓練を行う。
5. 介護保険事業については、部門別採算管理等の結果を材料として、引き続き、次にとるべき行動の意思決定を的確・迅速に行うとともに、医療との連携や認知症高齢者の増加を踏まえた、専門的知識の習得及び介護技術の向上を目指していく。

1. 法人運営、基盤強化等

事業費 160,846 千円

社会福祉法第 109 条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現する為に基盤強化と健全な運営を図っていく。

(1) 理事会・評議員会の開催と監査の実施

○社会福祉協議会の運営を担う理事会・評議員会を開催し、法人運営の活性化を図る。

(2) 総務部会・社会福祉部会の開催

○総務部会では、法人の組織運営や財政等について検討を行う。

○社会福祉部会では、法人が行う地域福祉活動・各種在宅福祉活動等に関して検討を行う。

(3) 諸規程の整備

○各種関係法の制定・改正を迅速にとらえ、顧問社会保険労務士等の指導のもと適正な規程の整備に努める。

(4) 役職員研修の実施

○市社協主催による役員、評議員を対象とした研修を実施するとともに、県社協主催の役員研修の参加に努める。

○社協職員としての資質の向上に向けた研修や本会の業務に必要な資格の取得を勧める。

2. 指定管理・業務委託物件の管理運営

市が所有する福祉施設等について、指定管理及び業務委託により適正かつ円滑な管理・運営を行う。

(1) 老人福祉センター

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等を楽しむ施設として、地域の皆さまが利用しやすい施設提供に努める。

指定管理物件の名称	指定管理期間
西祖谷山村老人福祉センター	平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日

管理・業務委託物件の名称	業務委託期間・開始日
三野町老人福祉センター	平成 22 年 4 月 1 日～（1 年毎の更新）

(2) デイサービスセンター等

デイサービスセンター等については、介護保険制度等における通所介護サービス及び高齢者の介護予防事業の委託を受け、地域の在宅高齢者等に対し幅広く支援を行う施設運営に努める。紅葉温泉デイサービスセンターや西祖谷デイサービスセンター等の自主経営を求められる施設については、引き続きコストの見直し等を行い、より効率的で効果的な運営に努める。

また、紅葉デイサービスセンター等の施設については、平成 30 年度末をもって指定管理期間が終了となることから、次期指定の取り扱いについて協議・検討を行っていく。

指定管理物件の名称	指定管理期間
紅葉温泉デイサービスセンター	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
紅葉センターデイサービス	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
三野ふれあいコミュニティセンター	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
東祖谷デイサービスセンター	平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
西祖谷デイサービスセンター	平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日

3. 地区住民福祉協議会活動の支援

事業費 5,269 千円

第二次三好市地域福祉活動計画に基づき、地区住民福祉協議会ごとに進められている活動が自主的また継続的に実行されるよう後方支援を行うとともに、ネットワーク会議等を地域座談会形式で行い、情報交換や実態把握、ニーズの抽出・共有化と課題解決に向けた支援に取り組む。

高齢者の生きがいつくり、仲間づくり、地域の介護予防の拠点としての機能を持つふれあいいきいきサロンを積極的に推進していく。

4. 要援護者支援事業

地域ネットワーク会議等で独居高齢者、高齢者世帯、要援護者等の実態把握やニーズの抽出を行い「あんしん手帳」の配布や見守り活動等により地域の要援護者が安心して生活できるように支援する。

5. 社会福祉大会開催事業

事業費 1,200 千円

本市における地域福祉を積極的に推進する為に、社会福祉大会を開催し、市内において多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、社会福祉の課題解決に向けた意識の共有を図る機会とする。

6. 福祉啓発・広報事業

事業費 1,475 千円

(1) 社協広報誌の発行

社協の事業や各地区住民福祉協議会の活動状況並びに福祉制度等について、広く市民に周知を図り、福祉意識の向上を図る。

発行回数：年6回（奇数月）

発行部数：1回 12,200部（全戸配布）

(2) 社協ホームページ活用による情報発信（随時更新）

社協のホームページにより、地区住民福祉協議会の活動、社協の各種事業等を掲載し、市内・市外を問わず多くの住民、特に若い世代に福祉活動に関心をもって頂けるような広報活動を行う。

三好市社協ホームページ <http://miyoshicity-shakyo.jp/>

7. 物品・車両・施設の貸出事業

(1) 物品貸出

ボランティア活動・福祉学習あるいは公的サービスでは補うことのできない一時的な介助に必要な場合等、社会福祉活動の推進を目的として本会が所有する物品の貸与を行う。

貸出物品

車いす ・ ワンタッチテント ・ レク用品 ・ 災害対策用器具
高齢者疑似体験セット ・ パネル ・ 映像器具 ・ 放送器具等

(2) 車輛の貸出

本会が所有する自動車を公用に支障のない範囲で使用目的が公益性のある場合に限定した短期貸し出しを行う。

10人乗りワゴン

(3) 施設の貸出

本会の会議室等の施設を本会業務等に支障のない範囲で、地区住民福祉協議会、自治会及びボランティア団体等の関係する行事並びに本会近隣を拠点とした趣味同好会等に貸出しを行う。

8. 賛助会員の募集

住民に対して会員制度や本会事業のPRを行い、賛助会員及び会費の増強を図り多くの住民の地域福祉への参加促進を行う。会費収入を確保することにより、本会の事業の財政的安定を保つ。それらの用途については、本所・各支所単位における会費・善意銀行運営委員会で検討した上で地域の活動や福祉広報活動の財源に充てる。

特別賛助会費	1口	10,000円
団体賛助会費	1口	5,000円
一般賛助会費	1口	1,000円

9. 善意銀行の運営

事業費 12,489千円

地域住民からの寄付金品を受け付け、それらの用途について、本所・各支所単位における会費・善意銀行運営委員会で検討した上で地域の活動の財源に充てる。

- (1) ふれあい郵便事業
- (2) 学童・生徒のボランティア啓発事業
- (3) 各種青少年スポーツ団体等育成事業
- (4) 食事サービス事業
- (5) サロン・ボランティア活動支援
- (6) 福祉団体等の社会参加活動支援
- (7) 災害時の援護活動
- (8) 法人運営の基盤強化等

10. ボランティアセンター事業

(1) ボランティアセンター機能の充実

ボランティアコーディネート業務を中心にボランティア活動の支援、情報提供等を行い、三好市におけるボランティア活動の拠点として三好市ボランティアセンターを充実させる。

(2) ボランティア体験学習の支援

地域や学校等において福祉に関心が高まりつつある中、誰もが参加しやすいボランティア活動をめざし、各地に出向き福祉・ボランティア体験学習の協力を行う。

(3) 災害ボランティアセンター事業

災害時における要援護者を含めた地域住民への災害復旧活動を円滑に進める

場としての「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行う。また、災害時に必要な備品・器具の整備を行う。

(4) ボランティア養成研修

高齢化等によるボランティア登録者の減少が進んでいる中、ボランティア養成研修を実施し、ボランティアセンターへの登録を促していく。

(5) ボランティア保険の受付

ボランティア活動中のボランティア自身の事故や他者に対する賠償責任に適用されるボランティア保険の受付、加入事務を行う。

(6) ボランティア連絡協議会の事務局事業

市内のボランティア個人・団体が加入するボランティア連絡協議会事務局の運営を行う。

11. 総合相談事業

事業費 1,050 千円

市民が抱える生活や福祉等の各種相談に対応するために相談事業を実施する。

(1) 心配ごと相談員による一般相談

池田・井川地区 週1回

三野・山城・東祖谷・西祖谷地区 月1回

(2) 弁護士による法律相談

池田地区 年間5回

三野・井川地区 各2回

山城・西祖谷・東祖谷地区 各1回

(3) 心配ごと相談員活動の充実（研修会実施等）

12. 日常生活自立支援事業（徳島県社協受託事業）

事業費 3,884 千円

高齢の方、知的障がい、精神障がいで判断能力が不十分であっても、福祉サービスの利用が適切に行えるよう、福祉サービスの利用に関する相談、助言、申請手続き、費用の支払いや書類の保管など一連の援助を行い、地域で安心して生活できるよう支援する。

13. 生活福祉資金貸付事務事業（徳島県社協受託事業）

事業費 172 千円

低所得者、高齢者、障がい者世帯への経済的支援とその世帯の在宅福祉及び社会参加の促進を図るために、徳島県社会福祉協議会を実施主体として資金の貸し付け事務を行うとともに、福祉事務所やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら相談支援を実施する。

14. 生活支援体制整備事業（三好市受託事業）

事業費 8,300 千円

三好市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を推進するために、本所に第1層の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）1名と社協各支所に第2層生活支援コーディネーターを1名ずつ配置する。

第1層の生活支援コーディネーターは、三好市全域においての高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を目的として、アウトリーチやネットワークの拡充を行いながら、地域組織や行政、ボランティア団体等と協働して既存の取り組みの拡大・拡充等も活用し地域において、生活支援・介護予防サービス提供体制のコーディネートを図る。

第2層の生活支援コーディネーターは、日常生活圏域（中学校区域等）を対象に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等を行う。

15. 地域いきいき事業（三好市受託事業）

事業費 1,400 千円

三好市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のうち、元気な

な高齢者を対象とした一般介護予防事業として実施する。

地域公民館等の身近な場所で介護予防のための運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の講習を行い、高齢者の介護予防の普及啓発と閉じこもり予防を行う。

16. 市町村地域生活支援事業（三好市受託事業）

事業費 810 千円

障がいをもつ方がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会参加できるよう支援する。

（1）自発的活動支援事業

知的障がいのある方等を対象にボランティア活動を通じて交流や社会参加の支援を行う。

（2）声の広報発行事業

月1回発行の市広報等を録音朗読し、視覚に障がいがある方に配布することで地域の情報提供と社会参加を推進する。

（3）手話奉仕員養成事業（基礎編）

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行う。

17. 障害者地域共同作業所「愛生」の運営

事業費 5,072 千円

東祖谷地区に設置の三好市障害者共同作業所「愛生」を運営し、通所により授産活動を行うことで、障がいのある方が社会参加と生きがいをもった生活を送るため

の支援を行う。

18. 共同募金運動の推進

事業費 777 千円

- (1) 毎年10月1日より赤い羽根共同募金活動を実施する。
- (2) 県共同募金会より地域配分として配分金を受け、地域の福祉活動を推進する。
- (3) 徳島県共同募金会三好市共同募金委員会の運営（事務局）

19. 福祉・ボランティアふれあい市民フェスタの開催

事業費 1,854 千円

こどもから高齢者まで、広く市民の皆さんに福祉・ボランティア活動について理解を深めていただき、自主的活動によって、自分にできるボランティア活動を学べるイベントとして、また、日常生活の地域や世代の枠を超え、市民のふれあいと交流の場として「福祉・ボランティアふれあい市民フェスタ」を開催する。

20. 福祉団体活動への支援と協力

各種福祉団体等に対し助成や活動の支援を行う。

事務局事業

- (1) 三好市老人クラブ連合会
- (2) 三好市身体障害者会
- (3) 三好市手をつなぐ育成会
- (4) 三好遺族連合会
- (5) 日本赤十字社徳島県支部三好地区
- (6) 各町村単位の福祉団体

21. 居宅介護支援事業（介護保険法事業）

事業費 44,149 千円（No.31 事業を含む）

介護保険制度により要介護認定（要介護1～5）を受けた方が、介護サービスを受けるときに必要な介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービスの調整等を行い、医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が送れるよう支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ケアプランセンター
- 三好市西部ケアプランセンター

22. 訪問介護事業（介護保険法事業）

事業費 61,897 千円

介護が必要な高齢者宅等に訪問し、食事介助、入浴介助・排泄介助等の身体介護や炊事や洗濯、掃除等の生活援助を利用者の残存能力を生かしながら、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようサービスを提供する。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

23. 通所介護事業（介護保険法事業）

事業費 87,972 千円

利用者が在宅においてその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、通所の方法により日常生活の世話や機能訓練のサービスを提供するとともに、レクリエーション等を通じて交流や新しい出会いの場を提供し、利用者の孤独感の解消や心身の機能の維持向上、また、介護者の負担の軽減を図る。

実施する事業所

- 紅葉温泉デイサービスセンター
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

24. 訪問入浴介護事業（介護保険法事業）

事業費 8,673 千円

自宅の浴槽で入浴の困難な方のために、入浴車と簡易浴槽を準備し、介護職員や看護師により居室で安心して入浴ができるサービスを提供する。

実施する事業所

- 三好市訪問入浴サービス

25. 訪問看護事業（介護保険法事業）

事業費 9,140 千円

医学的な管理が必要な要介護者等が安心して在宅での療養生活が送れるように主治医との連携により病状観察や服薬管理、床ずれの手当等療養上の必要なサービスを提供するとともに、利用者やその家族の精神的な面でも支援を行う。

実施する事業所

- 訪問看護ステーションやまぶき

26. 障害福祉サービス事業の推進（障害者総合支援法事業）

事業費 4,132 千円

障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者として、福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得及び技術向上を図り、サービス利用者に対し介護及び生活支援を行う。

（1）居宅介護事業

在宅の障がい者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてヘルパーが訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活に関する相談や助言等生活全般にわたる支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

（2）重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者、又は重度の知的障がい者並びに精神障がい者であって常時介護を必要とする利用者に対し、身体その他の状況及びその置かれている

環境に応じてヘルパーが訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護や生活に関する相談や助言等、生活全般にわたる支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

(3) 同行援護事業

利用者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、外出時においてホームヘルパーが利用者に同行し移動に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄及び食事の介護等利用者が必要な援助を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション

27. 障害者デイサービス事業 (障害者総合支援法事業)

事業費 1,692 千円

在宅障がい者に対し、通所の方法により各種サービスを提供することによって障がい者の社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上、自立生活の支援を図る。

実施する事業所

- 紅葉温泉デイサービスセンター
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

28. きらめき元気アップ教室 (介護保険法・三好市受託事業)

事業費 9,504 千円

三好市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) のうち、65 歳以上の介護保険の給付対象とならない高齢者を対象とした一般介護予防事業として実施する。

デイサービスセンターを利用して、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・レクリエーション等の事業を提供することにより、利用者の要介護状態への進行を予防する。

実施する事業所

- 紅葉温泉デイサービスセンター
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

29. 障害者移動支援車輛移送型事業 (障害者総合支援法・三好市受託事業)

事業費 258 千円 (No.30 事業を含む)

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、車いす使用等で一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、市が実施する身体障害者デイサービス等の提供施設及び市内の医療機関との移送をリフト付き車両で行い、利用者の自立と生活の質の向上及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

実施する事業所

○三好市西部ヘルパーステーション

30. 障害者移動支援個別支援型事業（障害者総合支援法・三好市受託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出及び社会参加の外出の際に移動支援を行うことにより、自立生活や社会参加を促し生活圏の拡大を図る。

実施する事業所

○三好市ヘルパーステーション

○三好市西部ヘルパーステーション

31. 要介護認定調査事業（介護保険法・みよし広域連合受託事業）

介護保険のサービスを利用するために必要な要介護認定を受けるにあたり、介護認定調査員が訪問調査を行う。

実施する事業所

○三好市ケアプランセンター

32. 一般福祉用具販売事業

事業費 1,120 千円

紙おむつ等の介護用品の販売を行うことで、介護者の利便性を図る。

33. 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに対する利用者からの苦情や要望に適切に対応するための体制を整えサービスの向上に努める。

34. 在宅福祉サービス事業所会議の開催

毎月1回、定期的に本会が運営する在宅福祉サービス事業において、事業所会議を開催し、ケース検討はもとより効果的・効率的な運営の方法等を検討し、従事する職員が一丸となって考え行動する意識改革と向上心の醸成に努める。

35. 自主点検の実地

在宅福祉サービス提供事業所の業務内容等が法令を遵守した運営が行われているか自主点検を行うことにより、適正な運営を図る。